

新型コロナウイルス感染症関連助成金等事務相談所のご案内

農水商工課商工労政係 ☎ ②⑤ 1156

鳥羽市新型コロナウイルス感染症関連助成金等事務相談所 ☎ ②⑤ 1241

市では、国、県および市の助成金などの事務手続きを支援するために新型コロナウイルス感染症関連助成金等事務相談所を開設しています。

現在、令和4年1月31日から申請が開始された国の「事業復活支援金」、令和4年3月2日から申請が開始された県の「三重県地域経済復活支援金」の申請支援をしています。

と き 毎週月曜～金曜日の午前9時～午後4時（祝日・年末年始の閉庁日を除く）

と ころ 市役所西庁舎3階 ※予約制のため、あらかじめご連絡のうえ来所してください。

事業復活支援金

1、対象事業者

- ①と②を満たす中小法人・個人事業者
- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ②令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上高が、平成30年11月～令和3年3月の同じ月（基準月）の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者

2、支給金額 中小法人など 上限金額 250万円
個人事業者など 上限金額 50万円

3、申請期間と申請方法

申請期間 令和4年1月31日（月）～5月31日（火）

申請方法 電子申請のみ

4、事業復活支援金に関する問い合わせについて

事業復活支援金事務局 ☎ 0120-789-140

受付時間 午前8時30分～午後7時
（土曜・日曜日、祝日を含む全日）

三重県地域経済復活支援金

1、対象事業者

- ①と②を満たす中小法人・個人事業者
- ①まん延防止等重点措置発出に伴う経済活動の停滞などによる影響を受けた、三重県内の事業者
※三重県内に本店または主たる事業所を有する中小法人・個人事業者などであること
- ②令和4年1～3月のいずれかの月の売上高が平成31年1月～令和3年3月の同じ月（基準月）の売上高と比較して30%以上減少した事業者
※令和4年1～3月に実施される三重県飲食店時短要請協力金との併給はできません。

2、支給金額 中小法人など 上限金額 30万円
個人事業者など 上限金額 15万円

3、申請期間と申請方法

申請期間 令和4年3月2日（水）～6月15日（水）

申請方法 電子または郵送による申請

4、三重県地域経済復活支援金に関する問い合わせについて

三重県地域経済応援支援金事務局 ☎ 059-224-2838

受付時間 平日午前9時～午後5時
※土曜・日曜日、祝日は除く

4月1日から消費生活相談窓口が変わります

農水商工課商工労政係 ☎ ②⑤ 1156

令和4年3月に鳥羽市と伊勢市が消費生活相談に関する協定を締結したことにより、4月1日から鳥羽市民のかたも伊勢市消費生活センターで専門の相談員による相談を受けることができるようになりました。

消費生活センターでは、専門の相談員が商品やサービスの契約に伴うトラブルや、架空請求などの消費生活に関する相談に応じ、問題解決のための助言や必要に応じて事業者との交渉などを行っています。相談は無料、秘密厳守です。※4月1日より西庁舎に設置していた無料相談窓口はなくなりますので、注意してください。

受付時間 平日（祝日を除く）午前9時～正午、午後1時～4時

と ころ 伊勢市岩瀬1丁目7番29号（伊勢市役所本庁東館3階）

相談方法 電話、来所またはメール ※くわしくは伊勢市消費生活センターホームページをご覧ください。

相談専用電話 ☎ 0596 ②① 5717

（相談受付時間中は局番なし「188」でもつながりますが、ナビダイヤル通話料がかかります）

(FAX) 0596 ②② 5014 相談専用メールアドレス ✉ syouhi@city.ise.mie.jp



伊勢市
消費生活センター
ホームページ